

安全・安心まちづくり基本計画の概要等について

1 安全・安心まちづくり委員会の概要

(1) 設置根拠

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例(平成18年3月24日宮城県条例第46号)第8条

第8条 基本計画その他安全・安心まちづくりに関する重要事項を審議するため、知事の附属機関として、安全・安心まちづくり委員会を設置する。

(2) 審議事項の内容

- ・犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画についての審議
- ・犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりに関する施策についての審議

(3) 定数

20名以内(現委員数18名)

(4) 任期

2年(平成30年10月30日～平成32年10月29日)

(5) 過去の開催実績

平成25年度 1回
平成26年度 1回
平成27年度 1回
平成28年度 3回(基本計画の改定)
平成29年度 2回(防犯指針の改定)
平成30年度 2回 ※8月30日, 12月18日(本日)に開催

(6) 今後の開催予定

平成31年度 1回
平成32年度 3回程度(基本計画の改定)

2 安全・安心まちづくり基本計画の概要

(1) 計画の目標

県民一人ひとりが、犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、すべての県民が犯罪に巻き込まれることなく安心して暮らせるまちを実現すること。

(2) 計画の基本方針

① 支え合い

県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識を共有し、被災地をはじめとする地域の絆を起点にお互いが支え合う地域社会を実現する。

② 見守り

子ども、女性、高齢者、外国人など特に防犯上の配慮を要する人を、その置かれている社会的背景に留意しながら犯罪被害から守っていく。

③ 環境整備

基本的人権に配慮しつつ、犯罪が起きにくく、県民が安心して暮らせる生活環境の整備を行う。

(3) 計画の期間

第3期計画 平成29年度から平成32年度までの4年間

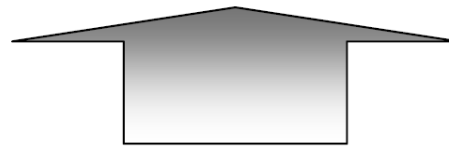
(参考)第1期計画 平成19年度～平成23年度

第2期計画 平成24年度～平成28年度

すべての県民が、犯罪に巻き込まれることなく、安心して暮らせるまちの実現



- ◎ 県民の生活の安心感が向上する。
- ◎ 犯罪被害が減少する。
- ◎ 犯罪が起きにくい地域社会が実現する。



県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、被災地をはじめとする地域の絆を起点にお互いが支え合う地域社会を実現します。

支えあい

見守り

環境整備

子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など特に防犯上の配慮を要する人を、その置かれている社会的背景に留意しながら犯罪被害から守っていきます。

基本方針

基本的人権に配慮しつつ、犯罪が起きにくく、県民が安心して暮らせる生活環境の整備を行います。

(4) 計画の位置づけ

① 条例に基づく基本計画

- ・この基本計画は、安全・安心まちづくり条例第7条第1項に規定された基本計画である。
- ・社会情勢や地域の実情に応じて、県民等が自主的に行う安全・安心まちづくりの活動を促進し、県民運動として展開していくための各種施策を体系化して示すもの。

② 「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」との整合

- ・将来の宮城のあるべき姿や目標を県民と共有し、その実現に向けて優先的・重点的に取り組むべき施策をまとめた「宮城の将来ビジョン」、東日本大震災からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」との整合を図りながら、犯罪のない安全で安心なみやぎの実現に向けた取り組みを行う。

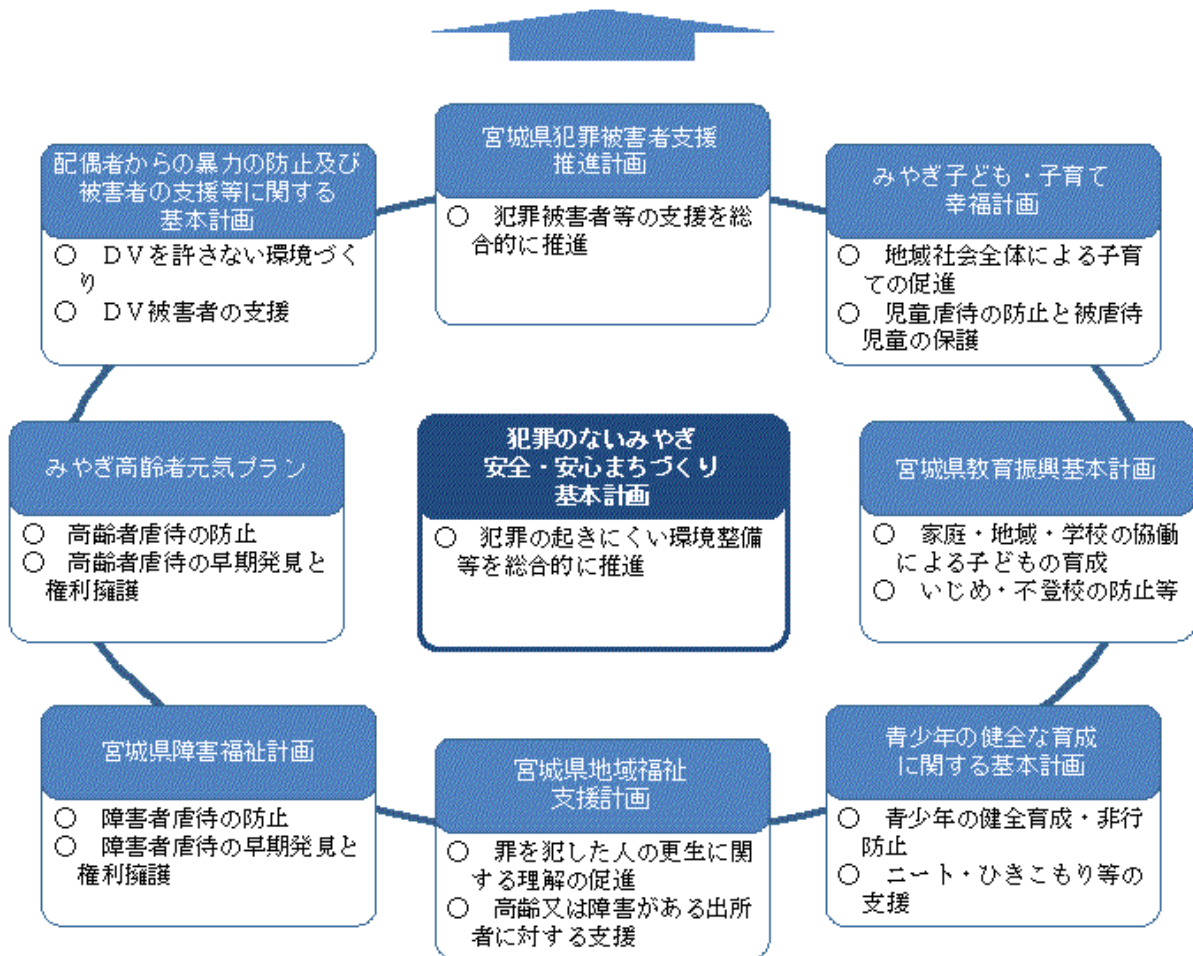
③ 宮城県の策定する他の計画との関係

- ・安全で安心なまちを実現するためには、犯罪被害者への支援や加害者を生まないための人づくり、罪を犯した人の更生などについても積極的に取り組んでいく必要があるが、被害者支援については「宮城県犯罪被害者支援推進計画」などにに基づき、人づくりについては「宮城県教育振興基本計画」や「青少年の健全な育成に関する基本計画」などにに基づき、また、罪を犯した人の更生については、「宮城県地域福祉支援計画」などにに基づき、各種取り組みを行っている。
- ・本計画は、犯罪の起きにくい環境の整備と各県民・各地域の自己防衛力の向上に向けた取り組みを主な対象としている。

計画の位置づけ

宮城の将来ビジョン	宮城県震災復興計画
○ あるべき宮城の実現に向けて優先的・重点的に取り組む施策を推進	○ 東日本大震災からの一日も早い復興に向けた施策を推進

安全で安心なまちづくり，安全・安心な地域社会の構築

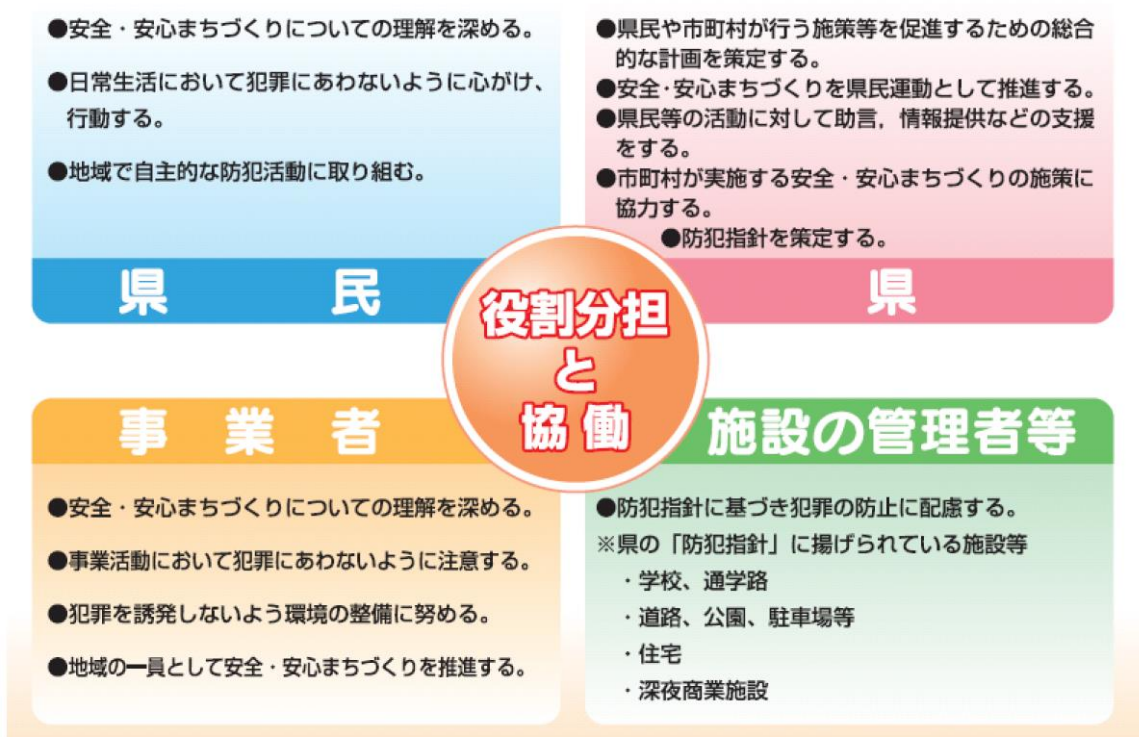


(5) 計画の方向性

- ①犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成
- ②犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の推進と情報化社会への対応
- ③女性の安全対策の推進
- ④高齢者、障害者、外国人等の安全対策としての見守り活動の推進
- ⑤多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応
- ⑥学校、通学路等の安全対策の推進
- ⑦犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅、公共施設・商業施設の普及
- ⑧犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり
- ⑨被災地における安全・安心まちづくりの推進

(6) 推進体制

安全・安心まちづくりの目標を実現するため、行政、県民、事業者など私たちの社会を構成する多様な主体がその意義を認識し、それぞれの役割を果たしながら、連携、協働して推進する体制を整備する。



3 (参考) 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例

◇犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例（平成 18 年 3 月 24 日宮城県条例第 46 号）

（一部抜粋）

（目的）

第 1 条 この条例は、犯罪のない安心して暮らすことのできる安全なまちづくり(以下「安全・安心まちづくり」という。)に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪が起きにくい環境づくりを進めるために必要な事項を定めることにより、安全・安心まちづくりを推進し、もってすべての県民が安心して暮らせるまちを実現することを目的とする。

（基本計画）

第 7 条 知事は、安全・安心まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりに関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 安全・安心まちづくりに関する基本的方向
- (2) 安全・安心まちづくりの推進のための施策に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、安全・安心まちづくりの推進に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、次条第 1 項に規定する安全・安心まちづくり委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（安全・安心まちづくり委員会）

第 8 条 基本計画その他安全・安心まちづくりに関する重要事項を審議するため、知事の附属機関として、安全・安心まちづくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

3 委員会は、知事が任命する委員 20 人以内で組織し、任期は 2 年とし、委員は再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。